

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

# the Heartful OAG

Vol. 228 2024.4

- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬  
良く分からない現象
- 04 認知症に備えた生前対策
- 06 OAGライフサポートは  
OAGウェルビーRに生まれ変わります!
- 07 OAG BOOK SHELF  
事業承継の相談事例と実務の最適解
- 08 人事労務お知らせ便  
治療と仕事の両立支援と環境整備への取り組み
- 09 チーム相続  
弔慰金を受け取った場合
- 10 OAGの匠
- 11 安のカメラ紀行  
山陽の旅①～竹原・岩国～
- 12 トピックス／税金コラム



チャレンジが、明日を変える。



コーポレートサイトで  
PDFファイルを  
ご覧いただけます



## OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供します。

### グループの強み



### グループ相関図



元気な経営のワンポイント!

太田孝昭が語る

# 元気になる言葉

春夏秋冬



## 良く分からない現象

今、銀座を歩いても、横浜中華街に行っても、山梨県河口湖駅に降りても、外国人がそれぞれとても目に付きます。私の故郷、山梨県富士吉田市に新倉山浅間公園・忠霊塔があります。我々地元民にとって特に何かある訳ではなく五重塔が建っていて、それだけなんです。しかし、外国人にとって、名所らしく（インスタで世界に拡散）、多くの訪問客が途絶えないのです。地元民にとって大した事（大した物）でもなく、地元民では行った事の無い人が相当程度居ます。それなのに、何故、外国人が押し寄せるのか「良く分からないです」。

2月のある日、友人が河津桜（伊豆・河津町）を見学に行ったところ、半数以上は外国人であったと言っていました。河津桜は日本でもそこそこ有名ですが、北海道、九州から来ているんですかね？ しかし、ヨーロッパ、アメリカ、東南アジアからは来ているんです。これも「良く分からないですね」。

この良く分からない現象を考えるに、我々は自分の国の魅力、地方の魅力が分かっていない。しいては自分の魅力も分かっていないのではないかと思った次第です。

日本は今、失われた30年とか言って、自信喪失の状態です。しかし外国人は素晴らしいと言ってくれているし、来訪しているではないですか。日本人が大した事ないと思っている所に押しかけて来ているではないですか。日本の自信喪失は、我々の自信喪失が原因です。我々は自分に自信を持ち、自分の能力を発揮させるべきです。それが人生を生きるという事だと思います。

人生のアドバンテージ=それは時間です。私がOAGの中で最高齢です。よってOAGで働く全ての人は私より人生のアドバンテージはあるのです。皆様の会社でも、社長が最高齢ではありませんか。会社の従業員の皆様は、社長より人生のアドバンテージは高いのです。このアドバンテージを有効に生かすのです。自分に自信を持ち、会社に自信を持ち新春に向かいましょう。

昨年の創業35周年を機に、創業40周年に向けて、これまでの「経営理念、行動指針、運営指針、スローガン」を見直して「パーパス(存在意義)、バリューズ(価値観)、スローガン」の形に刷新いたしました。

### New Purpose

#### パーパス(存在意義)

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

### New Five Values

#### バリューズ(価値観)

- 【チャレンジ】 半歩先を見つめたチャレンジが、未来を拓く。
- 【とがりつつなぎ】 一人精鋭の「とがり」と、オールOAGの「つつなぎ」を大切に。
- 【スピード】 お客様の「潜在ニーズ」を発見し、スピード感をもって成長を支援する。
- 【自立・誠実】 自立した行動と誠実な心で、ステークホルダーとの信頼を築く。
- 【幸せ】 一人ひとりが輝く場をつくり、メンバーと家族の健康・幸せを実現する。

### New Slogan

#### スローガン(合言葉) チャレンジが、明日を変える。

共通ツールとしてパーパス、バリューズ、スローガン等の内容をまとめたメンバーズブックも作成し、OAGグループで働く人々を「従業員」ではなく共に成長する「メンバー」というイメージから、「理念ブック」や「ブランドブック」でなく、「メンバーズブック」という名称にいたしました。表紙デザインはあえて、シンプルな白ベースのデザインにした理由としては、メンバーそれぞれが自分の形でそれを色づけ、また、社名ロゴのモチーフは元々は波紋をイメージしており、各メンバーの思いが広がるイメージを込めております。また、グループ代表である太田孝昭の毎月のコラム、過去約200コラムの中から厳選して、バリューズと連動させる形で掲載しております。



メンバーズブックはこちらより▶

## 認知症になる前に！今からできる備え

# 認知症に備えた生前対策

これからの時代、認知症は決して他人事ではありません。2025年には65歳以上の高齢者のうち、18.5%程度が認知症患者となると予測されています。(内閣府「平成29年度版高齢社会白書」) 認知症になってしまうと、社会生活上で多くの制限を受けることになります。そのための対策にどのようなものがあるか、ご存知ですか？



OAG行政書士法人  
木口 怜  
(行政書士)



## 認知症に備えて、しておくべき対策

対策は大きく分けて以下の3つとなります。

### 1. ご自身の生活に関すること



### 2. ご自身の財産管理に関すること



### 3. ご自身の相続や亡くなった後の対処に関すること



## 1. ご自身の生活に関すること

認知症を発症すると、ご自身で契約を締結する能力が失われ、例えば施設の入居を行ったり必要な介護サービスを利用するにも、誰かの手助けが必要になります。

認知症患者に代わって介護サービスの決定や契約の締結を行う方を成年後見人といい、成年後見人によって生活をサポートする制度のことを**成年後見制度**といいます。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますが、対策としては**任意後見制度**を利用します。後見人となってくれる方が決まったら、その方と公正証書で**任意後見契約を締結**することで制度を利用することができます。ご自身が元気なうちに、もし認知症になったときに、どこに住んでどのような生活をしたかなどの方針をあらかじめ後見人の受任者と共有しておくことで、認知症による制限によって起こる生活の質の低下を極力抑えることが可能です。



### 任意後見制度

#### 認知症発症前に後見人と契約を締結



生活の質の低下を抑える

## 2. ご自身の財産管理に関すること

認知症を発症すると、預貯金の引出しなどにも制限がかかり、費用が必要になったときに対応できないというケースが起こります。その際にご自身に代わって預貯金口座などを管理する方をあらかじめ決めておく必要があります。

任意後見制度を利用する場合は、通常**財産管理に関する内容**も契約のうちに含めておきます。ただそれだけでは対応できないケースも存在します。例えば、ご自身が会社の経営に携わっている場合などです。

任意後見をはじめとする後見制度での財産管理の目的はあくまで本人の財産の保全であるため、元本の保証されない運用や処分などの権限は、通常はないものと解されます。そのため任意後見制度で財産管理の項目を設定していたとしても、任意後見人が本人に代わって会社を運営する、ということではできません。

この場合、本人も認知症によって契約などを締結する行為に制限がかかりますので、会社の業務に著しく影響が出ます。すでに後継者が決まっているのであれば、**民事信託制度**を利用することで、ご自身が認知症になったときに後継者が代わりに経営を行うことが可能です。

**任意後見制度**  
財産管理に関する内容も契約のうちに含める

預貯金口座などを管理

+

会社経営している場合は **民事信託制度** を利用

後継者がご自身に代わり経営を行う

## 3. ご自身の相続や亡くなった後の対処に関すること

認知症になると、ご自身の財産の処分を行えなくなるということはすでにお伝えしましたが、これは**遺言や贈与といった相続に関する対策も行えなくなる**ということを意味します。ご自身の相続に関する対策は、認知症を発症する前に済ませておかなければならないのです。相続によってトラブルが発生することが想定されたり、適切な遺産分割を行わないと相続税が過大になる可能性がある場合などは、それがわかった時点で対応するようにしましょう。

また相続のことだけでなく、ご自身が亡くなった後の細々としたことを決めておくこともできます。**死後事務委任契約**といいます。ご自身が亡くなった際にご遺体の引取りや葬儀の手配を行ったり、ご親族、知人などに亡くなったことを連絡してもらったり、役所への届出や亡くなった後の住まいの片づけ、退去手続きなどをしてもらったりすることができます。

このようなことをお願いできるご同居のご家族などがいらっしゃらない場合はもちろん、いらっしゃる場合でもご家族の負担軽減のために利用される方が増えています。

**相続に関する対策は認知症発症前に済ませておかなければならない**

**死後事務委任契約**

ペットのお世話

メール・SNSのアカウント削除

訃報の連絡

遺品整理

お墓の手配

公共料金等の解約

ご家族の負担軽減にも

## 生前対策・相続手続きに関するご相談は、OAG行政書士法人にお任せください！

認知症の対策は、症状が重くなってからでは手遅れになる可能性があるため、早め早めの対応が不可欠です。生前対策や相続手続きについて幅広いご提案やサポートが可能です。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】OAG行政書士法人 Tel. **03-6265-6733**





◀東京本店メンバー  
(前列左から)小池、黒澤、物部、  
(後列左から)上岡、原田、松永、  
芦沢、馬場  
▼大阪支店メンバー  
(左から)土屋、杉田

Change!

## OAGライフサポートは OAGウェルビーRに 生まれ変わります!



2024年4月1日、旧社名「株式会社OAGライフサポート」は、「株式会社OAGウェルビーR」へと社名を変更し、新たに生まれ変わりました。新しい時代にふさわしい、自分らしく生きるための安心の仕組み「ウェルビーR」をお届けします。

家族のカタチが多様化した今、病気や認知症になったときやその先に亡くなったときなど、「いざというときは家族が何とかしてくれる」という昭和の時代の「当たり前」は、通用しなくなってきています。

家族がいてもいなくても同じです。家族の中で起こったことを、家族の中だけで解決することが出来なくても大丈夫。そもそも家族がいなくても大丈夫。

社会の最小単位は、家族ではなく個人です。心と身体と社会とのつながりのすべてがあなたにとって心地よい「ウェルビーイング」な状態を目指し、もしものときに備えた「ホッと安心 (Relief)」を実感していただきたい。

あなたがいつどんな状況になっても、あなたの「尊厳と希望」が守られ、あなたの「自立と自助」が尊重されるために。

気付いた今こそ、ウェルビーRを。新社名「ウェルビーR」には、そんな思いを込めました。ウェルビーRのロッキングチェアにゆったりと揺られ、

笑顔で口角をあげながら、毎日を過ごしてみるのはいかがでしょうか?

「おひとりさまサービス」のリーディングカンパニーとして、業界全体におけるインフラ構築から自社サービスの拡充まで幅広い取り組みを実施して参ります。

また、現状の対応エリアは、原則として首都圏（1都3県島しょ部を除く）及び近畿圏（大阪府及び京都・奈良・兵庫の一部）に限定させていただいております。詳しくはご相談ください。

4月より、イメージを刷新したOAGウェルビーRを、どうぞよろしくお願いたします。

株式会社OAGウェルビーR  
代表取締役 黒澤 史津乃



**(株)OAGウェルビーRは、  
終活に関するご相談を何でもお受けいたします。**

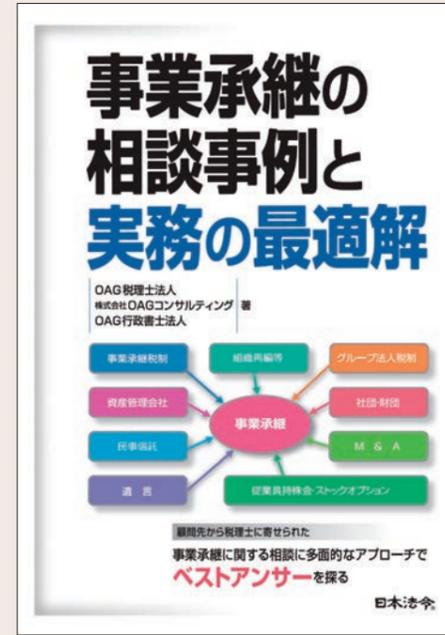
お問い合わせ先 **OAGウェルビーR**  
Tel. **03-6261-4145**



## OAG BOOKSHELF

いまを伝える OAGの書籍ガイド

OAGの書籍のご紹介。事業承継に悩む経営者や、経営者に事業承継対策の提案を行う専門家に最適の一冊です。



顧問先から税理士に寄せられた  
事業承継に関する相談に  
多面的なアプローチでベストアンサーを探る!

### 事業承継の相談事例と 実務の最適解

- 発売日 2021.11.22
- 編著 OAG税理士法人  
株式会社OAGコンサルティング  
OAG行政書士法人
- 発行 日本法令
- 価格 3,520円 (税込)



詳細はコチラ

OAG税理士法人、株式会社OAGコンサルティング、OAG行政書士法人が共同で執筆した『事業承継の相談事例と実務の最適解』を紹介します。

本書は実際の相談事例に基づき、事業承継に関連する制度を解説し、効果的な対策からそうでないものまで、広範囲にわたるアプローチをまとめた一冊です。

近年、中小企業・小規模事業者の業況は、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症など、さまざまな困難に直面してきました。しかし、中小企業にとってはそれ以上に、「経営者の高齢化」と「後継者の不在」が深刻な問題です。

この問題に対処するため、国は事業承継税制の大幅な要件緩和や中

小M&Aガイドラインの策定など、様々な施策を講じており、民間でも中小企業のM&Aマッチングプラットフォームなど、事業承継を促進する環境が整いつつあります。

しかしながら、事業承継における課題は企業ごとに異なり、対策は多岐にわたります。例えば、事業承継税制の適用は後継者の税負担を減らせる可能性がありますが、将来性に不安のある会社や、相続時に紛争が起こる可能性が高い企業に対しては、リスクを増大させるだけの対策となり得ます。

また、持株会社や資産管理会社を設立するといった方法も、必ず利益をもたらすわけではありません。事業承継税制、組織再編等、グループ法人税制、資産管理会社・持株

会社、社団・財団、民事信託、従業員持株会・ストックオプション、遺言、M&A等、事業承継に利用可能な制度を様々な観点から検討し、詳細にシミュレーションを行う必要があります。

本書では、税理士が顧問先の実際の相談事例に基づいて、効果的な対策と避けるべき対策を具体的に解説しています。実務の最適解を導き出すために、専門家がしっかりと状況整理をした上で、考えられる限りの対策を広く取り上げ、それぞれの対策ごとに有効なケースとそうとは言い切れないケースを詳細に分析しています。

皆さまにとって、本書が事業承継における最適な対応の道筋を示す指針となれば幸いです。

# “人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



## 治療と仕事の両立支援と環境整備への取り組み

治療と仕事の両立とは、治療を理由に就労の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと就労を続けられることです。

今回は、病気を抱えながらも働く意欲のある従業員が、安心して治療と仕事の両立をできるようにするために、企業はどのような取り組みができるのかについて解説します。

### 治療と仕事の両立支援が求められている背景

診断技術や治療方法の進歩に伴い生存率が上がり、病気と長く付き合う時代になりました。それにより、病気を理由にすぐに離職しなければならない、という状況が当てはまらなくなってきました。がん治療のために就労しながら通院している方は約44.8万人いるとされ、治療による副作用や症状をコントロールしながら就労を継続するケースが増えています。

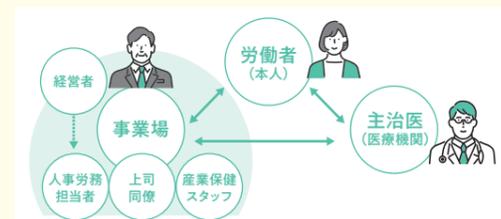
### 治療と仕事の両立支援とは

労働者にとって、治療と仕事の両立ができるかどうかは大きな問題です。企業にできる支援は、従業員が業務により疾病を悪化させないようにサポートすることです。支援体制の構築には、従業員自身による取り組みだけでなく、治療の状況に応じ就業上の配置や配慮、産業医との連携、上司や同僚の理解と協力が得られる、などの企業内外の関係者が連携することが重要です。

## 企業の両立支援を円滑に進めるための環境整備

治療と仕事の両立支援は、支援が必要な労働者である本人からの申出から始まります。しかし従業員がいつ疾病を抱えるか予想ができません。

事前に企業内の仕組みづくりや意識啓発などの環境整備に取り組むことで、両立支援を円滑に進めることができます。



労働者本人と関係者間の連携が重要

### ①企業として両立支援に取り組むことの表明・周知

- 治療と仕事の両立支援についての基本方針や姿勢など社内へ表明
- 就業規則に利用可能な制度等を定める

### ②研修などによる両立支援に関する意識啓発

- 階層別研修の実施
- 傷病手当金や病気休暇などの制度について説明
- 社内周知リーフレットの配布など

### ③相談窓口等の明確化

- 総務部門で相談受付
- キャリア面談などを実施
- 相談窓口はプライバシーに配慮した場所、方法にする
- 相談窓口の担当者を社内へ周知する

### ④両立支援に関する制度・体制等の整備

- ①休暇制度、勤務制度の整備
  - 休暇制度事例（時間単位・半日単位年休、傷病休暇・病気休暇）
  - 勤務制度事例（時差出勤・フレックスタイム制度、短時間勤務制度、在宅勤務）
- ②従業員から支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理
- ③関係者間の円滑な情報共有の仕組みづくり

両立支援を必要とする従業員からの申出があった場合、企業は検討に必要な情報に不足がないかを確認します。

産業保健スタッフや人事労務担当者は、従業員が主治医から十分な情報を収集できるよう、書面の作成や手続きの説明などの支援を行うことが望ましいです。また、従業員本人から就業継続の希望や就業上に必要な措置、配慮に関する要望を確認し、申出のあった従業員の了解を得られるように努める必要があります。

企業は疾病を理由に安易に就業を禁止するのではなく、できるだけ配置転換や作業の短縮などの必要な措置を講ずることにより、就業の機会を失わせないよう留意することが必要です。

参考資料：厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」  
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>

OAGアウトソーシングでは、  
人事・労務相談全般をお受けいたします。  
お気軽にお問合せください!

OAGアウトソーシング  
Webサイト



詳しくは  
WEB版で



相続税の申告は  
「チーム相続®」にお任せください!

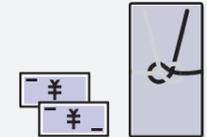
3つの特徴

# チーム相続®

- ☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士
- ☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制
- ☑ グループならではの、あらゆる課題を解決する 専門家集団

Theme

## ▶ 弔慰金を受け取った場合



Q 夫が亡くなり、生前に勤めていた会社から弔慰金を受け取りました。この弔慰金は相続税の課税対象になるのでしょうか?

A 弔慰金、花輪代、葬祭料など（以下弔慰金等）は、原則として、**相続税の課税対象にはなりません**。しかし、社会通念と比較して**著しく高額な弔慰金等**が支給されるケースがあるため、下記で計算した金額を超える部分については**退職手当金等**として**相続税の課税対象**となります。

**1 業務上の死亡の場合の非課税枠** 死亡当時の普通給与<sup>(\*)</sup> × **3**年分に相当する金額

【具体例】亡くなった方の普通給与の月額が50万円で弔慰金等が1,000万円の場合

$$1,000 \text{ 万円} - \frac{50 \text{ 万円} \times 36 \text{ ヵ月}}{\text{普通給与の3年分}} = \mathbf{800 \text{ 万円}} \rightarrow \text{相続税の課税対象となりません}$$

**2 業務上の死亡以外の場合の非課税枠** 死亡当時の普通給与<sup>(\*)</sup> × **半年**分に相当する金額

【具体例】亡くなった方の普通給与の月額が50万円で弔慰金等が1,000万円の場合

$$1,000 \text{ 万円} - \frac{50 \text{ 万円} \times 6 \text{ ヵ月}}{\text{普通給与の半年分}} = \mathbf{700 \text{ 万円}} \rightarrow 700 \text{ 万円が課税対象となります}$$

\*普通給与とは、俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当などの合計額をいいます。

2の場合は、700万円が**退職手当金等**として**相続税の課税対象**となりますが、相続人が**退職手当金等**を取得した場合には**別途非課税の枠**が設けられています。弔慰金のほかに**死亡退職金の受取り**がある場合は、弔慰金の上限を超えた700万円と死亡退職金の合計額のうち**退職手当金等の非課税限度額を超えた部分**が**相続税の課税対象**となります。

\*退職手当金等の非課税限度額は500万円×法定相続人の数で計算します。

※ご不明な点等ございましたら、OAG税理士法人までお問い合わせください。

ご相談につきましては  
OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



OAGの



OAG税理士法人  
資産トータルサービス部  
部長 奥田 周年 (税理士)

# CHIKATOSHI OKUDA

先入観を持たずに、常にフラットな視点で  
お客様対応することが大切。

## 専門家になったきっかけは？

実際に専門家になると意識していたかというところ全く意識しておらず、今思うといくつかの経緯が重なって、現在の税理士に辿り着きました。

まず、会計との接点と言えば、学生時代ではたまたまバスケット部の仲間の殆どが会計ゼミを専攻していたので自然と影響を受けて専攻した点は改めて振り返ってみるとひとつのきっかけであったかもしれません。

その後、学生時代を経て、アメリカのファストフードチェーン（メキシコ料理）のタコタイムジャパンに入り、現地でも店舗運営を担当していました。ただ、あいにくその後の同社の解散をきっかけに大原簿記学校に通うことになり、猛勉強の末、資格取得を経て今に至ります。

## 専門家としてスキルを高めるために 何か特別な取り組みは？

自分のスキルを高めるためにというわけではなく、執筆関係では書籍は自分でも憶えていないくらいの数に関わってきました。過去を振り返ると中でも「相続実務全書」は発行当時、同じような書籍がなかったため、手前味噌ですが税務



## 匠の武器

資産税のご相談では、数千件の対応実績。執筆では雑誌の連載も含めると本人も把握できないほどの実績。

署でも利用されていたようです。

私自身、実際にはあまり意識していませんが、執筆が多いのは経験から得た知識は世の中に広く提供したいと考えていることが原動力になっているのかもしれない。

## 最後に、常に心掛けていることは？

特にポリシーや座右の銘のようなものはないですが、例えば中国の二大思想家の「孔子」と「老子」に例えるなら、どちらかといえば私は「老子」派かと思えます。なぜなら「老子」は自然や自由を重視した考えをしており、その点からお客様対応の際はあえて先入観を持たずに、常にフラットな視点で対応することが大切だと思っています。理由はお客様ご本人の本心をしっかり把握するために、余計な情報があるとむしろ逆効果になるためです。決まった形に当てはめるのではなく、お客様それぞれの新たな解決策があると思っています。

実際にお客様からは「いい意味で想定外のアドバイスでした、相談して本当によかったです！」と言っていたのが、何よりも嬉しいです。

これからも、そう言っていただけるよう

に先入観を持たずに、常にフラットな視点でお客様にご満足いただける対応を心掛けていきたいと思えます。



相続のご相談はOAG税理士法人へ —  
OAG税理士法人は創業35年、国税庁OBが多数在籍する税務会社です。グループ累計で10,000件以上の相続税申告を手掛けております。相続などお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】  
OAG税理士法人  
Tel. **03-3237-7500**

## 安のカメラ紀行

### 山陽の旅① ~竹原・岩国~

Photo by Yasuyoshi Wada



半世紀前に友人と車で訪ねた山陽地方を、今回は電車で回りました。その時は大学時代の友人の実家がある倉敷と四国の新居浜を訪ねながら山陽、四国、山陰と廻りましたが、ほとんどの観光名所は記憶の彼方になり、しかも写真も残っていないので改めて思い出を取り戻すために再訪した次第です。きっかけはテレビの『小京都日和』という番組で、広島竹原を「江戸時代前期に塩や酒づくりで栄えた豪商のお屋敷や由緒あるお寺が美しい町」と紹介していたのを見たことでした。今回の旅は山陽地方の主な名所旧跡をいかに効率よく巡るかを考えて計画をしました。それには飛行機で広島空港へ行き、まずは竹原に行くのが良いと判断し、そこから電車で三原経由で岩国まで行き一泊した後、宮島、広島へと行くことになりました。

羽田空港から飛び立って10分程で富士山麓上空に行くくと富士山が見事に現れてきました。富士山を中心として山中湖そして相模湾となかなか撮影することが出来ない絶好のチャンスももらい、さらに瀬戸内海に浮かぶ小豆島や岡山、尾道と空撮することが出来ました。



▲富士山と相模湾



▲小豆島と四国



▲竹原の町並み

撮影に夢中になっているうちに広島空港に到着し、乗合バスに乗り竹原に着いたのは9時半頃でした。まだ観光客も疎だったので、ゆっくり写真を撮りながら散策することが出来ました。ここは町並み保存地区としてしっかり商業地区と遮断されていて、古い町並みや武家屋敷を守っているのが素晴らしいと思いました。

静かな町並みを散策した後、竹原駅から三原駅まで呉線の車窓から瀬戸内海の島々を見ながら、ゆったりした鉄道旅を楽しみました。



安の今月の一句

「五橋から 見上げる山に 岩国城」



▲呉線の車窓から瀬戸内海

美しい海と島々が佇む中で、造船所や大規模な化学工場等があり、地方の雇用と自然を守るという難しいバランスを上手く取っているように思えました。

三原駅で山陽本線に乗り換えた後、鈍行列車で広島駅を通過して岩国駅に到着し、その日の内に錦帯橋（きんたいきょう）、岩国城を駆け足で巡りました。錦帯橋は日本三奇橋とも日本三名橋とも称され、全長約200mの美しい五連アーチの木造橋で江戸時代初期の1673年に創建されたとのことです。橋を渡りながら、橋の真下から、そして標高200mの岩国城天守閣からいろいろなシチュエーションでカメラに収めることが出来ました。まさに江戸時代において「流されない橋を造りたい」という情熱が生んだ技術の結晶でした。そして今宵の宿である岩国駅近くのビジネスホテルに辿り着きました。



▲岩国城の天守閣から望む



▲錦帯橋と岩国城

翌日、早朝の岩国の街を散歩していると米軍の戦闘機らしい爆音に驚きました。覆われた雲で機体は見えなかったけれど、初めて聞く戦闘機のもの凄いい音に、これは騒音問題があるだろうなと思いました。調べてみると2009年から騒音訴訟が起きていて、今も継続中のようです。こんな騒音の実態はやはり現地に来て始めて実感するものだった次第です。観光とはいえ普段の町の様子を観察しながら散歩するのが好きなので、早朝散歩は僕にとって旅の欠かせないルーティンとなっています。



こちらを読み込んで頂くと  
他のお写真もPDFでご覧頂けます



▲執筆:和田 安義

トピックス

当社グループが士業事務所規模ランキングに掲載されました(2024年3月)

税理士・弁護士・司法書士・社労士・行政書士向け事務所経営の専門誌「FIVE STAR MAGAZINE」の事務所規模ランキングに掲載されました。

事務所規模総合  
ランキング2024 **20**位

業種別ランキング  
2024(会計事務所編) **10**位



詳しくはこちら



税金コラム

かつて税金がかかっていた! 料理の「さしすせそ」のはなし

昨今、円安による輸入コストの増加や燃料などの価格高騰による物価高の影響で様々なものが値上がりしていますが、毎日の食生活に欠かせない調味料も例外ではありません。製糖の大手メーカーが砂糖の出荷価格を4%程度引き上げたり、家庭用食塩も出荷小売価格を11%程度値上げしました。

さて、日本の調味料と言えば「さしすせそ」です。かつてはこの砂糖、塩、酢、さらには醤油まで税金がかかっていたことをご存じでしょうか。

**さ** 砂糖は当時輸入品が多かったため、ぜいたく品、嗜好品としての性質があるとみなされました。そこで、砂糖消費税が明治34年に制定され、昭和30年まで続きました。

**し** 塩にも税金が課されていました。明治38年まで自由販売だった塩は、生産・流通・販売などが大蔵省主税局の管理下におかれまして。これに合わせて「塩税」が塩専売法の公布から施行までの短期間、課されていました。

**す** 酢は明治16年、酒を醸造した後に作られるため、お酒同様に酢にも課税すべきという考えのもと、課せられるようになりました。しかし、酢への課税は2年後の明治18年に廃止されました。

**せ** 醤油にも明治4年に免許税、醸造税が製造者に課せられていましたが、生活必需品である醤油に税を課することは不当であるという理由から一旦は廃止されたものの、軍備拡張の財源として復活し、大正15年に廃止されるまでの40年余りにわたって課税されたそうです。

**そ** 味噌だけは唯一、課税されなかった調味料です。その理由は醤油税則の法案審議によると、生活に困窮している人は、醤油よりも味噌を消費するという当時の実態にあったそうです。味噌に課税することは、生活困窮者に大きな負担になると判断されました。さらに味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものも少なかった、というのが理由だそうです。

かつては生活必需品かそれともぜいたく品であるか、あるいは商品として流通しているかどうかなどで、課税か非課税かの判断をしていました。時代の変化に応じて、課税対象物の基準も変化してきたようです。

※参考資料/国税庁:税の歴史クイズ  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/quiz/1312/answer.htm>



OAGグループの最新情報は  
こちらをご覧ください



OAGグループ  
お知らせ

当誌の読者アンケート実施中!  
こちらからぜひお答えください



広報誌  
アンケートフォーム



本店

〒102-0076  
東京都千代田区五番町6-2  
ホームネットライオンビル  
TEL:03-3237-7500(代)  
FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田孝昭  
■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室  
(里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)  
■制作・印刷: 株式会社野毛印刷社

■札幌  
〒060-0001  
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39  
ISM札幌大通りビル4階  
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■仙台 (サテライトオフィス)  
〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー10階CROSSCOOP内  
TEL: 022-209-5339

■埼玉  
〒350-1123  
埼玉県川越市脇田本町13-5  
川越第一生命ビルディング3階  
TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■東京ウエスト  
〒182-0022  
東京都調布市国領町4-51-7  
ピエール・シークル2階  
TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192  
※4/22より移転いたします。  
〒182-0024 東京都調布市布田4丁目6番1号  
調布丸善ビル3階

■富士吉田 (計算センター)  
〒430-0016  
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14  
アークフジ1階3号室  
TEL: 0555-73-8571

■名古屋  
〒460-0003  
愛知県名古屋市中区錦2-13-30  
名古屋伏見ビル9階  
TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪  
〒564-0063  
大阪府吹田市江坂町1-13-33  
進和江坂ビル7階  
TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡  
〒810-0042  
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22  
センチュリー赤坂門ビル6階  
TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651

【お願い】

ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。



OAGグループ  
コーポレートサイト



メルマガ



YouTube



OAGグループ  
X (旧Twitter)



アセットキャバズOAG  
X (旧Twitter)



ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を受けています  
FSC® C018976